

みえの縁むすびマッチング 利用規約

1 事業の概要

結婚を希望する方が、みえ出逢いサポートセンター（以下「センター」という。）に、「みえの縁むすびマッチング」の利用登録を行い、みえの縁むすび地域サポーター*（以下「地域サポーター」という。）が利用者同士のマッチング（1対1の引き合わせ）を行います。

（*）みえの縁むすび地域サポーター

本事業において結婚を希望する方同士のマッチングを行う、県が認定したボランティア

2 利用登録要件

次の（１）～（５）のすべてを満たす方であること。

（１）三重県在住・在勤の18歳以上の方で、真に結婚を希望し、自ら婚活に取り組む意欲のある方（ただし、18歳に達してから最初の年度末までにあつて、学生である方は除く。）

（２）本利用規約を遵守いただける方

（３）利用登録や引き合わせの日程調整、引き合わせへの出席を本人が行える方

※代理人による登録や日程調整、引き合わせへの参加はできません。

（４）地域サポーター及びセンターとの連絡調整に、メールまたはLINEを利用できる方

（５）次のいずれにも該当しない方

- ① 三重県暴力団排除条例（平成22年三重県条例第48号）第2条に規定する暴力団・暴力団員
- ② 「3（2）センター職員との面談、登録書類提出」において、「12 禁止事項」に該当する行為をした方
- ③ 過去に「13 利用登録の抹消等」に基づき、利用登録を抹消されたことがある方

3 利用の流れ

（１）センターへの利用申請

センターのホームページ（専用フォーム）から利用を申請してください。

（２）センター職員との面談、登録書類提出

下記の書類を準備のうえ、センター職員と面談を行います。面談後、センターが利用登録番号を付与し、担当の地域サポーターの割り当てを行い、利用者あてに通知します。
※ただし、前年度に登録実績がある利用者については、面談を省略することも可とします。

① 利用申請書（様式第1号）

② 誓約書（様式第2号）

③ 顔写真付きの身分証明書（運転免許証、パスポートなど）※写し可

④ 本籍地の各市町村長が発行する「独身証明書」 ※発行日から3か月以内の原本

（３）担当の地域サポーターとの面談

利用者はプロフィールシート（様式第3号）を作成のうえ、担当の地域サポーターと面談を行います。

(4) 担当の地域サポーターによるマッチングの調整・実施

担当の地域サポーターは、面談内容等に基づき、マッチングを調整します。マッチング当日に同席するほか、交際等に向けたサポートを行います。

4 利用料等

利用は無料です。

ただし、お引き合わせでの飲食代や交通費、通信費等は自己負担となります。

5 利用登録期間

登録日（登録面談後、会員番号を付与された日を登録日とする）から令和7年3月31日まで有効です。下記13「利用登録の抹消等」に該当する事実が発覚した場合は登録を抹消します。

また、下記9「マッチングの休止」の手続きを行った場合でも登録期間は延長されません。

6 利用登録および登録内容の変更について

利用登録にあたっては、利用申請書（様式第1号）により、住所、氏名、連絡先を登録してください。

プロフィールシート（様式第3号）は、担当の地域サポーターに提出することとします。

登録した項目に変更が生じた場合は、速やかに変更手続きを行ってください。変更内容によっては、公的書類等の提出をお願いする場合があります。

なお、登録内容と実態が相違する場合、マッチングに支障が生じるため、必ず手続きを行ってください。

7 マッチング（1対1でのお相手の紹介）

マッチングは、担当の地域サポーターを介して行います。担当の地域サポーターから利用者へマッチングの調整が打診され、これを双方の利用者が了承した場合にのみ、マッチングが成立します。

引き合わせ当日は、利用者双方もしくはいずれか一方の担当の地域サポーターまたはみえの出会いコンシェルジュが同席します。なお、引き合わせの状況を見て、途中で退席する場合があります。

また、飲食を伴う引き合わせの場合は、必ず自身の飲食費をお支払いください。

8 交際・成婚の報告

本事業の発展に向け、本事業によるマッチングを通じて交際や成婚に至った場合は、担当の地域サポーターまたはセンターへご報告をお願いします。

9 マッチングの休止等

マッチングした方との個別のやり取りに集中する等の事情により休止を希望する場合は、担当の地域サポーターにその旨ご連絡いただくようお願いします。ご連絡があった場合、以降の新規マッチング（紹介）を休止します。また、利用者の自己都合により活動を休止する場合や

休止後に活動を再開する場合は、その旨を必ず担当の地域サポーターまたはセンターへ報告してください。

なお、活動休止の期間があっても、利用登録期間が延長されることはありません。

10 退会

退会を希望する場合は、担当の地域サポーターまたはセンターへ退会届（様式第4号）を提出してください。

（1）成婚退会

本事業を通じてマッチングされた利用者双方が、成婚の意思を確認し退会することを「成婚退会」といいます。

（2）中途退会

（1）以外の何らかの理由で退会することを「中途退会」といいます。

11 個人情報の取扱い

利用者の個人情報（提出いただいた書類を含む）については、法律及びセンターのプライバシーポリシーに従い、適正に利用、提供及び管理することとし、本事業以外で利用いたしません。

また、利用登録期間の満了又は退会及び登録の抹消等に該当する場合には、センターにおいて適正に消去させていただきます。

12 禁止事項

次の各号に掲げる行為、その他の法令で禁じられている行為、公序良俗に反する行為は禁止します。

（1）偽りその他の不正な手段で利用をする、または利用しようとする事。

（2）結婚している、または結婚を前提に交際中の方がいるにもかかわらず利用をする、または利用しようとする事。

（3）本事業を含むセンターの事業を悪用すること、または悪用しようとする事。

（4）ナンパ目的、詐欺目的、営業目的、勧誘目的その他自分自身の結婚相手を探す目的以外の目的で利用すること。

（5）利用登録の内容に変更が生じているにもかかわらず、変更手続きを行わないこと。

（6）本事業で知り合ったお相手に対し、待ち伏せ、見張り、面会、交際その他の義務のないことを行うことの強要や、著しく不快、粗野又は乱暴な言動を取ること、つきまとい等（ストーカー行為等の規制等に関する法律に規定する「つきまとい等」をいう。）の行為を行うこと。

（7）本事業を通じて知り得た下記は一切の情報を開示、漏えい、利用すること（SNS や動画投稿サイトへの掲載等も含む）、またはしようとする事。

ア 担当の地域サポーターを介して知り得た利用者や地域サポーターの情報

イ マッチングや交際中に取得した画像および個人情報

ウ その他、本事業で得られた一切の情報

（8）マッチング成立後に、正当な理由もなく、キャンセルまたは無断欠席すること。

- (9) 担当の地域サポーターやセンター職員、マッチングの相手方等ほかの利用者に対し、暴力を加え、または脅迫、恫喝、威嚇するなど著しく不快な言動を取ること。
- (10) センターや担当の地域サポーターに対して、本事業に関して不当な要求を行い、業務に支障生じさせること。
- (11) その他、本事業の信用失墜につながる事。
- (12) 誓約書（様式第2号）の記載内容に反すること。

13 利用登録の抹消等

2の利用登録要件を満たさなくなった場合および12の禁止事項や誓約書（様式第2号）を遵守されない場合は、利用登録を抹消します。また、悪質な場合は、法律に基づき厳正に対処いたします。

14 その他注意事項

- (1) 本事業は、希望の条件の方とのマッチングを確約するものではありません。また、マッチングが成立しない場合もあることをあらかじめご了承ください。
- (2) 本事業でマッチングが成立した相手と交際となるか、またはどのように交際していくかについては、自身の責任で判断してください。
- (3) 万が一、お相手の方等とトラブル等が発生した場合も、原則として当事者間で解決してください。交際成立後の自分自身とお相手の方との交際に関して、センター及び地域サポーターは一切の責任を負いません。
- (4) 担当の地域サポーターが病気やケガ、その他の事情により継続してサポートすることが困難となった場合は、担当の地域サポーターを変更させていただくことがあります。また、変更までの期間中、一時的にセンターが担当させていただく場合もあります。
- (5) 本規約に違反する事例があった場合は、センターまでご報告ください。
- (6) その他、本事業の利用に関して疑義がある場合は、センターホームページに掲載している「みえの縁むすびマッチング よくある質問」をご確認いただくか、センターまでお問合せください。
- (7) 「みえの縁むすびマッチング」の実施状況を踏まえ、本利用規約を改訂する場合があります。

15 問い合わせ先

みえ出逢いサポートセンター

三重県四日市市安島 1-3-31 トナリエ四日市 4階（株式会社デルタスタジオ内）

電話 059-355-1322 メール info@deai-mie.jp

（南勢サテライト） 電話 0596-21-1522 メール info@deai-mie.jp

※本事業は、三重県からの委託により、株式会社デルタスタジオが実施します。